

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
  - 漁業法による遊漁規則の変更認可…（産業労働局農林水産部水産課）…二
  - 都道の区域変更…（建設局道路管理部路政課）…三
  - 都道の供用開始…（同）…四
  - 道路法による道路の占用を制限する区域の指定…（建設局道路管理部監察指導課）…四
- 公 告
- 臨海副都心進出事業者の公募…（港湾局臨海開発部誘致促進課）…四

### 告示

● 東京都告示第千八百三十三号  
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第二百三十八号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十一日

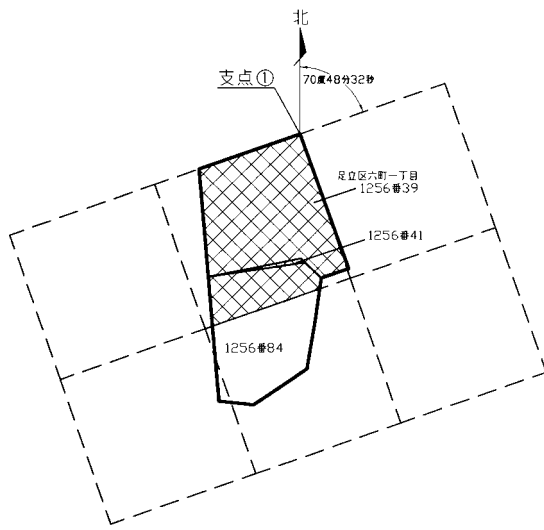
東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町一丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

# 別図



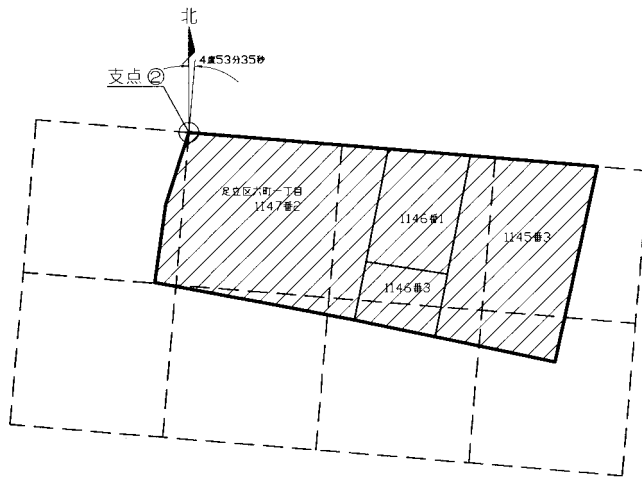
**【凡例】**

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 形質変更時要届出区域  
(平成29年東京都告示第1570号により指定した区域)
- : 指定を解除する区域  
(平成29年東京都告示第238号により指定した区域)

**【支点①範囲】**  
**【支点①】**  
 支点は、足立区六町一丁目  
 1256番39の最北端とする。

**【格子の回転角度【70度48分32秒】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。



**【支点②範囲】**  
**【支点②】**  
 支点は、足立区六町一丁目  
 1147番2の最北端とする。

**【格子の回転角度【4度53分35秒】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

## ●東京都告示第千八百三十四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定に基づき、平成二十九年十一月二十八日付をもちて東京都内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第七項の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

### 一 内共第一号

(一) 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

青梅市御岳二丁目三百三十三番地

水川漁業協同組合

西多摩郡奥多摩町氷川千七百九十三番地

(二) 漁業権の免許番号

内共第一号

(三) 変更の内容

別記第1号様式から別記第6号様式までを変更する。

(四) 変更後の規則施行年月日

平成二十九年十一月二十八日

### 二 内共第四号

(一) 漁業権者の名称及び住所

奥多摩漁業協同組合

青梅市御岳二丁目三百三十三番地

(二) 漁業権の免許番号

内共第四号

(三) 変更の内容

別図

都道練馬所沢線区域変更略図  
練馬区谷原五丁目～三原台一丁目

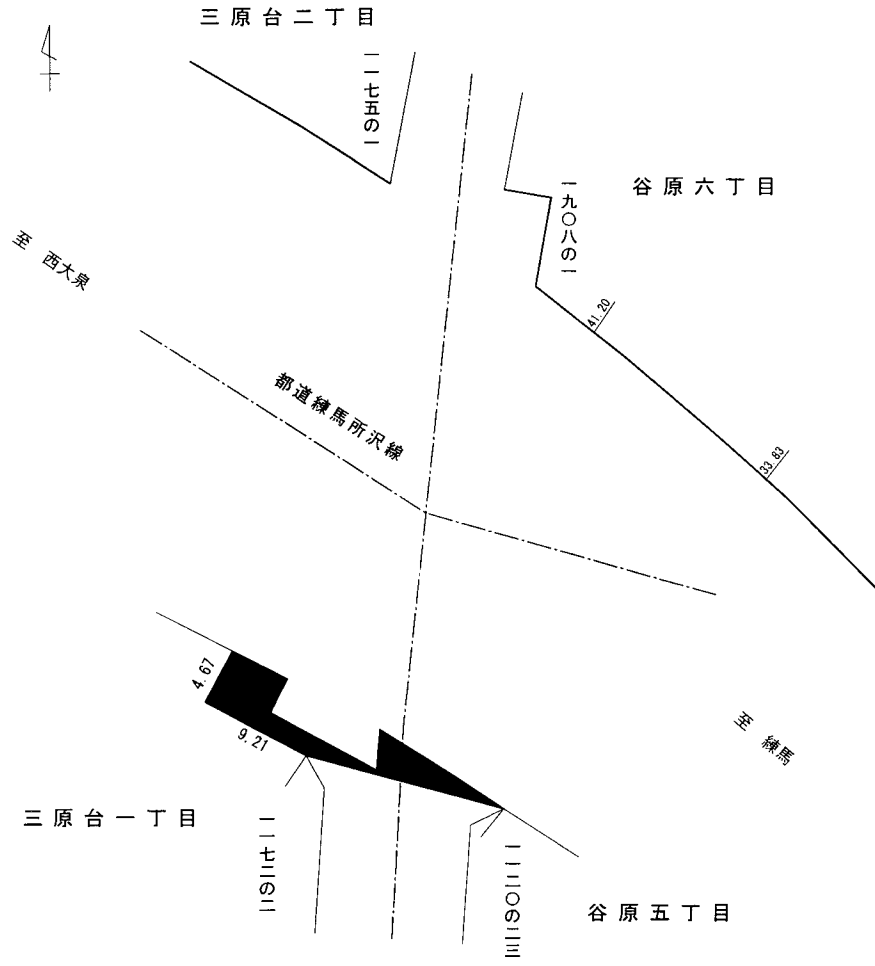
●東京都告示第千八百三十五号  
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項

(四) 別記第1号様式及び別記第2号様式を変更する。  
変更後の規則施行年月日  
平成二十九年十一月二十八日

の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から起算  
して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に  
供する。  
平成二十九年十二月二十一日  
東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 練馬所沢
- 二 変更の区間 練馬区谷原五丁目千二百二十番二十三地先から同区三原台一丁目千七百七十二番二地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

高速自動車国道  
 都道  
 特別区道  
 編入区域  
 延長 二七・五一メートル  
 面積 五六・五一平方メートル



●東京都告示第千八百三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

練馬所沢

二 供用開始の区間

練馬区谷原五丁目千二百二十番二十三地先から同区三原台一丁目千七百七十一番二地先まで

三 供用開始の期日

平成二十九年十二月二十一日

●東京都告示第千八百三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年十二月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

練馬所沢

二 占用を制限する区間

練馬区谷原五丁目千二百二十三地先から同区三原台一丁目千七百七十二番二地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成二十九年十二月二十二日

公 告

臨海副都心進出事業者の公募について

東京都臨海地域開発規則(平成十三年東京都規則第八十号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり進出事業者を公募する。

平成二十九年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 公募の目的

臨海副都心は、開発をスタートしてから約三十年を経て、多くの民間事業者が進出し、国内外からの多くの来訪者でにぎわうまちに発展した。

今回の公募は、青海地区南側においては、研究機関等の更なる集積と研究開発やビジネスを支援する機能の誘

導により「研究開発・産業創生のまち」を形成していくため、有明南地区においては、コンベンションや地域の産学連携に資する機能の誘導により、世界の人物、情報が交流する「国際コンベンションゾーン」を形成していくために実施するものである。

二 公募対象区画の所在、面積及び用途(詳細は別図のとおり)

(一) 青海C2区画

所在 江東区青海二丁目三十八番六

面積 五、一八六平方メートル

用途 業・商複合用地

(二) 有明南J1区画

所在 江東区有明三丁目一番十三

面積 一、八三四・九五平方メートル

用途 公共公益系用地

三 応募資格等

(一) 法令等を遵守した経営を行うとともに、公正で誠実な企業倫理に基づく事業活動を行っている企業等であること。

(二) 東京都の実施する臨海副都心のまちづくりについて、その趣旨を尊重し、協力する企業等であること。

(三) 提案する事業内容を確実に遂行できる十分な資力、信用等を有する企業等であること。

(四) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項の規定に該当する者でないこと。

(五) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成十一年法律第百四十七号)第八条第二項第一号の処分を受けている団体及びその役員又は構成員

(以下「(五)に掲げる団体等」という。)でないこと。

(六) 東京都暴力団排除条例(平成二十三年東京都条例第五十四号)第二条第二号に規定する暴力団及び同条第四号に規定する暴力団関係者(以下「(六)に掲げる暴力団等」という。)でないこと。

(七) (五)に掲げる団体等及び(六)に掲げる暴力団等から委託を受けた者並びに(五)に掲げる団体等及び(六)に掲げる暴力団等の関係団体及びその役員又は構成員でないこと。

(八) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和六十二年一月十四日付六十一財経庶第九百二十二号)第五十五条第一項に基づく排除措置期間中の者でないこと。

(九) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成十八年四月一日付十七財経総第千五百四十三号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(十) 応募申込みをした日から過去一年間の法人税、消費税又は法人事業税を滞納している者でないこと。

(十一) 提案する事業が、臨海副都心開発の基本方針である「臨海副都心まちづくり推進計画」(平成九年三月)、「臨海副都心における土地利用計画等の一部見直し」及び「臨海副都心まちづくりガイドライン」二〇一六改定」(平成二十八年七月)並びに公募要項に記載する土地利用計画に適合していること。

(十二) 提案する事業が、事業の継続性及び安定性に十分に配慮されていること。

四 処分方法

売却又は長期貸付けとする。

五 公募の詳細

臨海副都心進出事業者公募要項【青海C2区画】及び同公募要項【有明南J1区画】(いずれも平成二十九年十二月発行)による。

六 公募要項の配布

平成二十九年十二月二十一日(木曜日)から配布する。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号。以下「条例」という。)に定める休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

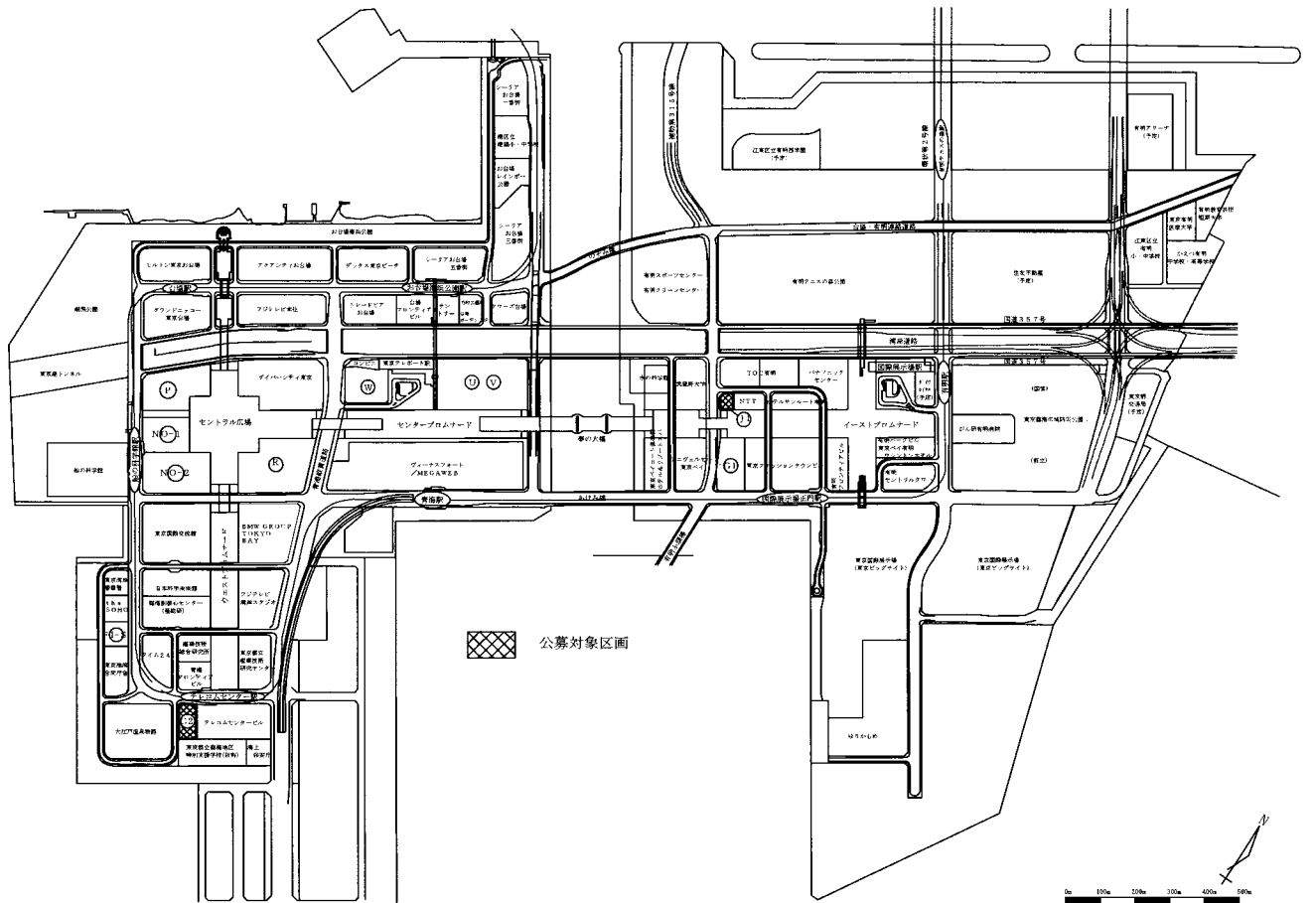
七 応募受付期間

平成三十年三月二十日(火曜日)から常時応募を受け付ける。ただし、条例に定める休日を除く日の午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後五時までとする。

八 問合せ先

東京都港湾局臨海開発部誘致促進課(東京都庁第二本庁舎九階中央) 電話〇三(五三三〇)五五八三

# 別図



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001